

令和3年第1回野洲市教育委員会定例会

○日 時 令和3年1月20日

開会時刻 13時31分

閉会時刻 14時31分

○場 所 総合防災センター 研修室

○出席委員

委 員 立入 利晴（職務代理者） 委 員 瀬古 良勝

委 員 南出 久仁子 委 員 山崎 玲子

○欠席委員

教育長 西村 健

○説明員

教育部長 杉本 源造

教育部政策監（幼稚園教育担当） 赤坂 悦男

教育部次長 田中 源吾

教育部次長（学校教育担当） 井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（幼稚園教育担当） 井狩 昭彦

教育部次長（文化財担当） 進藤 武（兼文化財保護課長）

こども課長 西村 一嘉

学校教育課主席参事 小池 秀明

ふれあい教育相談センター所長 田中 達男

野洲市学校給食センター所長 水野 哲平

生涯学習スポーツ課長 井狩 吉孝

スポーツ施設管理室長 中川 靖

野洲市文化ホール館長 小山 茂

野洲図書館長 宇都宮 香子

歴史民俗博物館長 角 建一

教育総務課長（事務局） 中塚 誠治

教育総務課主席参事（事務局） 北田 岳宏

教育総務課職員（事務局） 枝 瑞紀

令和3年第1回野洲市教育委員会定例会

令和3年1月20日

【立入委員】 本日は西村教育長が欠席ですので、職務代理者である私が議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

これより令和3年第1回野洲市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員は4名で、定員数に達しておりますので会議は成立いたしております。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【立入委員】 それでは、ご異議がないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に日程第2、令和2年第21回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【立入委員】 ご異議がないようですので、令和2年第21回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど、瀬古委員と山崎委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和3年第1回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、瀬古委員と南出委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程第4、教育長事務報告についてですけれども、教育長の1か月間の業務については、教育総務課で作成していただいたものを配布しておりますのでご確認ください。

次に日程第5、付議事項(1)、議案に移ります。議案第1号、野洲市指定文化財の一部指定解除について、事務局より説明をお願いします。進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 文化財担当の進藤でございます。議案第1号について説明をさせていただきます。

議案書の1ページと2ページ、それから議案関係資料の1ページから16ページと21、22ページを参照願います。

野洲市指定文化財の一部指定解除について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条並びに野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき、次の文化財について、野洲市指定文化財の一部指定解除の議決を求めるものでございます。

提出理由としましては、野洲市指定文化財について、野洲市文化財保護条例第4条4項に基づき、野洲市文化財保護審議会にて審議されました結果、野洲市指定文化財の一部を解除するものでございます。

議案関係資料の5ページをご覧ください。

地図でございますが、かつて古代寺院福林寺が存在しておりました野洲中学校の東の山手、堂山と呼ぶ山の麓に破線で示しておりますが、ここに福林寺跡摩崖仏が点在しています。平成16年9月21日にこの福林寺跡摩崖仏を野洲市指定文化財の史跡に指定をしております。指定の際には、所有者の立合いをお願いしましたが、史跡の境界が不明瞭でしたので、摩崖仏を含むと考えられた小篠原字堂山531の1、同じく417、418、419の4筆を野洲市の指定文化財の史跡に地番指定いたしました。

10ページをご覧ください。

昨年、この地に滋賀県南部土木事務所が土砂の流出を防ぐ砂防堰堤の構築と工事用の管理用道路の設計を計画されました。このため、土地所有者と関係者により用地確認を行いましたところ、今回の工事計画地はいずれも字堂山531の1内に当たり、工事範囲には摩崖仏が認められないことが明らかになりました。字堂山531の1は非常に広い山林ですが、このうち10ページで示しております①砂防堰堤の工事部分と、②の作業用・管理道路部分、③の作業ヤードの3つを合わせました6051.74平米、実測面積でございますが、この部分の地積について、摩崖仏は存在しないということで、野洲市の指定文化財から除外するものでございます。

なお、7ページの地図をご覧くださいと詳細図が載っていますが、丸く印をしているのが古墳です。当該地一帯には福林寺古墳群という古墳が分布しておりまして、砂防工事では古墳を水色で示しておりますが、このうち古墳1と2の2基が壊れますので、これらにつきましては、滋賀県のほうで発掘調査を行うことになっております。

以上でございます。

【立入委員】 ただいま事務局より説明がありました議案第1号について、ご質問等ございませんか。

【瀬古委員】 確認のためお尋ねします。この文化財に指定したのは、関係資料の3ページの指定調書にある摩崖仏4基33体ですね。2ページの指定解除、これは摩崖仏がある土地の地番全筆を解除するわけですね。1つお聞きしたいのは、文化財に指定されているのは摩崖仏なのか、摩崖仏が存在する土地も含めて文化財指定されているのか、まずそこをお

聞きします。

【立入委員】 進藤次長。

【進藤教育部次長】 説明不足ですいません。両方ですね。4基33体ということですが、それを地番指定するんですが、その4基33体を土地の所有者と現地確認しましたが明確でなく、4筆にまたがって存在している可能性がありましたので、4筆を地番指定したものです。今回、おっしゃるように、4基33体という部分には該当しない区域で工事を予定されているということですので、その実測面積を当該地番から除外するものでございます。

【立入委員】 瀬古委員さん、よろしいですか。

【瀬古委員】 そうすると、最後に文化財保護条例が添付されています第4条ですね。今回の指定解除は、(1) から (4) のどれに該当するのでしょうか。

【立入委員】 進藤次長。

【進藤教育部次長】 文化財保護条例に基づいて、21、22ページに教育長の委任規則があり、22ページの(14)に文化財を指定し、または解除することとありまして、条例の第4条の(4)に基づいて教育長が解除を行うものでございます。

【立入委員】 瀬古委員、どうでしょうか。

【瀬古委員】 摩崖仏は小さいものですね。岩はずっと広がっていて、氷山と同じで、見えているところに描かれていると。岩としてはつながっている可能性があって、それを拾い範囲で指定するのかと思ったりもしました。いずれにしても、今回摩崖仏に関係ないところを工事するから、そこを文化財指定からは除外するということですね。

【杉本教育部長】 すみません。種別が史跡となっております、史跡ということは、通常記念物なんですけども、土地の上にある記念物、土地も含めて史跡指定をいたします。ですので、進藤次長が先ほど申しましたように、土地も上の記念物と併せての指定で、瀬古委員がおっしゃったように、広くしているというのは、今後また出てきてはいけないということで広く指定させてもらっているのと、通常は地番ごとにしておりますので、野洲市の場合はこういう形になったということでございます。

【瀬古委員】 分かりました。

もう1つお聞きしたいのですが、この工事に係る部分を分筆して切り出すのですよね。分筆をするということは、隣接する417番、418番、419番もこれに関わって境界を確定するために実測をすると。全ての土地が今は公簿面積になっていますが、全て実測面積になるということですか。

【立入委員】 進藤次長。

【進藤教育部次長】 公簿面積でもともと、関係資料の2ページに公簿面積を4筆示させていただいております。今回、工事に当たりまして、先ほどの10ページのとおり、工事に関係する部分の境界部分だけを確定されたんですね。ですから、字堂山531の1といいますと公簿面積が4万2,292平米、堂山の山頂部分まで広い面積があるんですが、それを全部境界確定されたわけではなく、工事に関係する隣接する地番との境界確定をされて、あとはその工事範囲の部分を実測されて分筆登記するものですから、公簿面積のうち実測面積の6,051.74平米を除外するものです。

【瀬古委員】 そうすると、堂山531の1は非常に大きな土地ですね。そのうちの工事に係る部分を、つまり県が買収する面積だけを実測して、残りはあくまで公簿面積として残ると、そういう形だということですか。

【進藤教育部次長】 はい。そういう形になります。

【瀬古委員】 はい、分かりました。

【進藤教育部次長】 すいません、1か所、議案書1ページ、提出理由の「野洲市文化財保護条例第4条第4項」となっていますが、「号」に改めていただけますようお願いいたします。

【瀬古委員】 すいません、もう一度お願いします。

【進藤教育部次長】 議案書の1ページ、提出理由の「野洲市文化財保護条例第4条第4項」とありますが、項を「号」に改めていただけますようお願いいたします。

【瀬古委員】 はい、分かりました。

【立入委員】 ほか、何かご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

【立入委員】 ほかにご質問がないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号、野洲市指定文化財の一部指定解除について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【立入委員】 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第1号は可決されました。

次に議案第2号、野洲市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いいたします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。

議案第2号、ページで言いますと3ページから4ページでございます。議案書関係資料17ページから19ページでございます。

野洲市スポーツ推進審議会委員の任期が令和3年1月31日をもちまして満了することから、4ページの名簿にございますとおり、同年2月1日付で委嘱をすることについて承認を求めるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

【立入委員】 ただいま事務局より説明がありました議案第2号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【立入委員】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号、野洲市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【立入委員】 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第2号は可決されました。

次に議案第3号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市教育委員会教育長の職務代理者の事務委任に関する規則について、事務局より説明をお願いします。中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 教育総務課の中塚です。

議案第3号、議案書の5ページになります。

専決処分になるんですけれども、今回、野洲市教育委員会教育長の職務代理者の事務委任に関する規則について、先般、1月12日に制定させていただきました。これについては、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、地教行法の第25条第1項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づいて、令和3年1月12日に専決処分させていただきました。

今回、職務代理者の事務委任に関する規則の制定については、1月8日から1月22日まで、西村教育長が特別休暇に入られて、実質上、教育長の職務をできないという状態になりました。地教行法の第13条、議案関係資料の20ページなんですけれども、「教育長に事故があるときは」というのは、これは逐条解説等を読みますと、実質職務ができない状態を指しておられます。「あらかじめその指名する委員がその職務を行う」、このように規定されて

ございます。

この場合、「あらかじめその指名する委員が」というのは、教育長の職務代理者である立入委員のことになるんですけども、実質上毎日教育長が事務決裁等の業務でご判断というような場面がありますが、立入委員におかれては当然日常業務もございますし、細かいいろいろな事務の考え方、詳細についてはなかなか1日ですぐ勉強してできるものではありませんので、実質職務をこなしていただくのは事実上適当でないというふうに思われます。今回、職務代理者が行う事務の代理者について、さらに教育部長さんに、これは7ページに実際に規則を定めさせていただくんですけども、第2条、「教育長に対する事務委任規則第2条の規定により教育長に委任された事務の範囲において、職務代理者から教育部長に事務を委任することができる」というふうに制定させていただいております。これについては当然1月8日から1月22日ですね。早急に事務決裁処理等が必要になってございますので、1月12日に規則を制定させていただいて、事務決裁等ができるだけ滞りなくできるような形で進めるということで制定させていただきました。

県内のほうにも、甲賀市さんであるとか湖南市さんのほうでも同様の規則を制定して、日常的な教育長がおられない場合に職務代理者が日常事務をこなせないという場合に教育部長のほうに委任するという形で業務を滞りなくしていただく、このような規則になってございます。

以上です。

【立入委員】 ただいま事務局より説明がありました議案第3号についてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【立入委員】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市教育委員会教育長の職務代理者の事務委任に関する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【立入委員】 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第3号は可決されました。

次に日程第6、報告事項に移ります。

報告事項①、野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。小池主席参事、お願いします。

【小池学校教育課主席参事】 学校教育課の小池です。説明をさせていただきます。

野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正についてでございます。本要綱につきましては、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒または入学予定者に対して、学用品費や給食費、医療費などの就学において援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的としている要綱でございます。

今回の一部改正につきましては、時点修正という位置付けでございます。この改正の経緯につきましては、就学援助費の対象の児童生徒が歯科検診で診療が必要とされて受診されたときに医療機関から提出される様式、診療報酬明細という様式が提出されますけれども、その項目が現状と大きく乖離していると歯科医から申出がありまして、今回この要綱の改正を行ったものでございます。

これに合わせまして、現行の要綱の精査をしましたところ、大きく5箇所の不備がございましたので、併せて改正をさせていただくものでございます。

報告事項の1ページがその概要で、2ページ以降に新旧対照表を付けてございます。こちらを基に説明をさせていただきます。

まず、2ページ目から3ページ目にかけて、第4条で給付の対象者を定義しております。まず1か所目。3ページの4条2項2号アの(ク)、もともと「世帯更生貸付補助金」という文言がありましたが、これを「生活福祉資金」に改正をします。

この貸付金に関しては、低所得世帯等に生活を経済的に支えるために、昭和27年に創設された制度で、市町村の社会福祉協議会が貸付けをしているものでございます。貸付金の名称は大分前に変更されていたものの、これまで改正をされていなかったことから、今回改正するものでございます。

2か所目、同じく4条2項2号イの(イ)では、低所得者としての対象者の認定で世帯の所得を確認する際に、改正前の「保護者の世帯全員」と書いていますが、これを「保護者と同一生計にある世帯員の全員」と改正するものでございます。

これは住民基本台帳上の世帯全員と、社会生活上の同一世帯の世帯ではその定義が異なり混乱が生じているために、必要書類を明確にするために「同一生計にある」としているものでございます。

続きまして、3カ所目。第5条で示す給付に必要な添付書類のところでした、4ページをご覧ください。収入証明書、非課税証明書または減免証明書を添えて申請することとしておりますが、収入証明書と非課税証明書について、「教育委員会が市の保有する課税台帳等

で所得の状況を確認することに同意するときは除く」と追加しております。これは、市の個人情報保護条例により、本人から同意を得ることで所得状況を市で確認させていただくことができますので、証明書を出していただくことを省くものでございます。

次に4カ所目ですが、給付申請書の様式でございます。この中で細かく3カ所変更しています。5ページが変更の申請書の様式です。申請内容の4番ですが、下線のところ、「また(5)以外」と書いているのを7ページの新しいほうの表のとおり、「(2)及び(7)以外」に変更しております。

なお、申し訳ございません。ちょっと修正を願いたいのですが、7ページの今申しました「(2)及び(7)以外」の「以外」の部分、下線を引かなければいけないのに「以外」の前で止めておりましたので、下線を足していただくようお願いいたします。

それと、1ページ目の改正要綱につきましても同様、本文の6行目「ただし、(5)以外」を「(2)及び(7)以外」と書いていますが、「(7)以外」と「以外」が抜けておりますので、「以外」を挿入していただくようお願いいたします。

戻りまして、5ページの4番のところですが、この改正につきましては、給付対象者となることを証明する書類について、(2)と(7)については、先ほど説明をさせていただいたとおり、個人情報保護条例の運用によって確認がとれますので、これを省略できるということを書いておりました、それ以外のところについては添付を求めるものでございます。

5ページで、当初は(5)以外としておりましたが、(5)につきましては固定資産税の減免で、固定資産税は市税であるものの、この減免は経済的な理由以外でも減免される場合があります減免の根拠まで確認ができませんので、添付を必要とする書類でございます。元々の様式が間違っていたのではないかと考えております。

次に、給付申請者の裏面、6ページの6番の①、同意書とありますが、ここの同意書欄の「私と同一世帯の課税台帳」と書いていますが、これは先ほども述べましたように、社会通念上と基本台帳上では世帯の定義が異なりますので、8ページで「私と同一生計にある世帯全員の課税台帳」に変更するものでございます。

最後、大きく5つ目。これが当初の一部改正の目的の時に申し上げた内容でして、9ページをご覧ください。学校で実施される歯科検診で虫歯と診断された場合など、この医療券を持参して子供さんが治療して、その証明を歯科医に記入いただくものですが、内容の「初診及び再診料」の下「ア充科」、「銀合金インレー」となっておりましたが、近年これらは行われず、歯冠修復としてかぶせとか詰め物をされているために、10ページのように歯冠

修復という項目に変更しました。また、医学管理・検査料というのは通常請求されておりますので、この部分を追加しています。

説明は以上です。

【立入委員】 ただいま事務局より説明がありました報告事項①についてですが、質問ございませんか。南出委員。

【南出委員】 私にも今小さい子供がいるのでちょっと質問なんですけれども、先ほど、虫歯があるときに治療を行った場合というふうにおっしゃったんですが、例えば乳歯から永久歯に生え替わったときとかもそうなんですけど、虫歯以外で治療が必要というふうに診断された場合というのは対象外になるのでしょうか、教えてください。

【立入委員】 小池主席参事。

【小池学校教育課主席参事】 学校教育課の小池です。

今、就学援助費の支給の対象となりますのは、実はこの要綱の中に定めておりますのが、学校保健安全法施行令第8条、第5号の疾病にかかる医療券の申請と書いてまして、齲歯（うし）というんですかね、虫歯に係る医療費の申請が対象となるということが法律で定められておりまして、学校で毎年実施されている歯科検診で歯医者から必要とされた場合に、医療券をお渡しして、それを持って無料で診察を受けていただき、それを基に市が歯医者さんのほうに支払うこととなっています。

【立入委員】 南出委員、よろしいですか。

【南出委員】 はい。

【立入委員】 ほかにございませんか。山崎委員、どうぞ。

【山崎委員】 すいません。今の説明で改正のいきさつ、内容についてはよく理解できました。就学援助費についてお尋ねします。

まず1点目です。野洲市の場合は、就学援助費の申請あるいは現金での受け取りに関しては学校を経由されるのでしょうか。市が直接窓口になってくださっている状況でしょうか。

【立入委員】 小池主席参事。

【小池学校教育課主席参事】 学校教育課の小池です。

医療費につきましては、直接市から歯科医なり学校医に支払いさせていただいております。一番大きく占める学用品費に関しては、学校が保護者から徴収をされますので、その支払いについても学校を経由して手続きを行っております。

【山崎委員】 ありがとうございます。

口座振り込みの手続をされている方は給食費が確実に指定口座に振り込まれると思うのですが、現金で受け取られる方に同意書に基づき給食費は確実に指定口座に振り込まれるということですね。

【立入委員】 小池主席参事。

【小池学校教育課主席参事】 学用品費につきましては、一旦支払っていただいて、後でお返するという形になっております。

【山崎委員】 給食費に関しては、ここの同意書に書いておられるので、それが現金で渡されても滞るということはないのですか。

【小池学校教育課主席参事】 給食費に関しては、市が直接徴収しているため、学校は経由していません。

【山崎委員】 分かりました。

3点目です。同意書の中に学校長及び民生委員に意見を求めることへの同意について書いております。民生・児童委員のほうにも、このような書類が動くということの周知がありますが、経済的なことまでは民生委員にも分かりかねるとというのが現場の声です。民生委員が関わるようなケースはあるのでしょうか。

【立入委員】 小池主席参事。

【小池学校教育課主席参事】 学校教育課、小池です。

これにつきましては、確かに同意書の中で「学校長及び民生委員に意見を求めることについて同意します」と書いております。これ、一般的には福祉施策でこのような同意書をよく求めておりますが、今の学校現場に関しましては民生委員さんに意見を求めるほどの込み入ったようなケースはないのかなと考えております。

【山崎委員】 分かりました。ありがとうございます。

【立入委員】 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【立入委員】 ないようですので、次に移ります。

報告事項②、令和2年度第3回図書館協議会の概要報告について、事務局より説明をお願いします。宇都宮館長、お願いします。

【宇都宮図書館長】 資料の11ページをご覧ください。

令和2年度第3回図書館協議会の概要を報告します。開会日は令和2年12月19日でした。

議事を順番に説明します。

まず、令和元年度の図書館評価の外部評価について最終確認いたしました。第2回目の会議で内部評価について確認しましたが、それ以降に新規登録者数の統計の誤りが発生されたため、これについて報告し、内部評価をAからCへ変更しました。それに伴い外部評価について協議していただきまして、この項目については目標が達成されていませんでしたので、A評価だった外部評価をB評価とされました。

なお、この図書館の評価につきましては、別紙2に資料を添付しました。

2番目の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による資料購入等の事業の進捗状況について説明いたしました。国の交付金ですが、総額1,000万円です。うち500万円は小学校向けの学級文庫用図書巡回セットの為のものです。本は入荷しておりまして、2月の開始に向けて作業中です。残りの約500万円は図書館用資料として購入予定で、このとき約4割は発注済みでした。内容が、外国語資料、これが予算として約100万、視聴覚資料の予算が約100万、その他コロナ関係の本や健康、医療、暮らしなどの図書を購入しています。このことを説明しまして、委員の主な意見としては、外国語資料についてのPRについてアドバイスをいただきました。野洲市の国際協会だけではなく、県の国際協会にも相談してみたらよいのではないかとのご意見をいただきました。

3番目の、今年度の事業についてご報告しました。秋にありましたポイントカード企画、それから12月の障がい者サービスのPRイベント、予約制お話し会、その他展示等の事業について報告しました。展示の1つなのですが、写真家の長倉洋海さんの写真パネルを図書館で展示したのですが、その後、篠原小学校の先生のご希望でこのパネルを篠原小学校で展示しましたところ、作者の長倉さんが喜ばれて篠原小学校に色紙と手紙を送ってくださったということに繋がりました。

次に12ページですが、委員の方からご意見をいただきました中で、資料の下から2つ目の意見、障がい者サービスのPRイベントに関してですが、これは障がい者サービスについてはどう一般化できるのかという問題、昔の障害のイメージから今はハンディが多岐にわたっているいろんな形でいろいろな人が関わるものを用意しておくほうがよいというご意見をいただきました。

5番目の滋賀県立図書館による有料データベースの市立図書館での利用開始についてご説明しました。これについては、農業関係の学者が提供する情報やデータ類だけでなく、現場にいる農家のノウハウを知ることが出来るデータベースで、県立図書館は県内図書館

分を一括契約したため、野洲図書館でも利用可能となりました。

最後に、滋賀県の図書館協議会交流会についてご説明しました。

以上です。

【立入委員】 ただいま事務局より説明がありました報告事項②についてご質問等ございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【立入委員】 ないようですので、次に移ります。

報告事項③、令和2年11月の定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。井狩次長、お願いします。

【井狩教育部次長】 幼稚園教育担当の井狩でございます。

それでは、報告事項③、令和2年11月の定期監査の結果についてご報告をさせていただきます。

報告事項16ページでございます。

この定期監査につきましては、さる11月25日水曜日にこども課を対象にいたしまして、こども課の所管の一部でございます教育費に関わる幼稚園関連事務について監査が実施されました。

18ページにありますように、監査の結果でございますけれども、全般を通じてその処理状況は適正と認められ、追記事項、意見等はございませんでした。

以上、ご報告とさせていただきます。

【立入委員】 ただいま事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【立入委員】 ないようですので、次に移ります。

報告事項④、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。田中次長、お願いします。

【田中教育部次長】 田中です。

それでは、報告事項④、職員の任免等についてご報告させていただきます。

報告事項の19ページになります。

まず、会計年度任用職員の新規採用者として、パートタイム職員3名の採用を報告するものです。また、退職者につきましては、パートタイム職員1名の退職を報告するもので

す。新規採用者及び退職者の所属、氏名等、詳細は記載のとおりです。

続きまして、職員の許可承認等一覧ですが、正規職員の部分休業取消承認を1名、会計年度任用職員の兼業請求による営利企業等従事許可承認を7名、総計で8名の承認を報告するものです。許可の期間等、詳細につきましてはそれぞれ記載のとおりですので、ご確認ください。

以上です。

【立入委員】 ただいま事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【立入委員】 ないようですので、次に、日程第7、その他事項に移ります。

新型コロナウイルス感染症に関わる幼稚園、小・中学校の対応について、事務局より報告をお願いします。

【井上教育部次長】 1枚物の「市内小中学校の今後の対応について」と書かれている資料をご覧ください。

昨年の8月6日の時点で文部科学省が出した通知によりますと、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、1日から3日間の臨時休業を実施してから学校を再開するということだったんですが、今年に入りまして、1月5日、文部科学省のほうで通知を出したのが下のほうに載っておりますが、感染者が1人発生したことのみをもって学校全体の臨時休業を行うことは控えてくださいと、臨時休業が必要な場合でも保健所等と相談の上、学級や学年単位など、必要最小限の範囲での休業に留めてくださいと通知を出してきました。

それを踏まえて、1月8日に修正いたしましたして、Bのところの2番、PCR検査で陽性者が発生した場合、直ちに保健所等々の濃厚接触者の特定あるいは感染経路の確認などを行いまして、起こった学校の感染拡大防止の教科し、学校・園あるいは保健所と協議して、臨時休業をするのか、あるいは感染が広がっている可能性が低いというふうに判断した場合は休業せずにそのまま教育活動を継続するといったしました。

具体的な例でいいますと、例えば児童・生徒が感染したことが判明した場合でも、ずっと長期休業で学校に来ていないというようなことが明らかになった場合はそのまま臨時休業せずに、教育活動をそのまましていくというようなケースも実際にありました。年明けてからそういう対応もしております。

学校のほうについては以上です。

【西村こども課長】 すいません、続きまして、こども課の西村でございます。

資料としましては、「保育園、こども園、幼稚園の今後の対応について」ということで、本日配らせていただきました資料でございます。

まず1番目なんですけども、園で新型コロナウイルス感染症陽性者を確認した場合の対応についてということでございます。今までにつきましては、市では新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画、BCPを作成しております、それに基づいて陽性者を特定した場合は対応しています。その計画ですけども、次のページ、新型コロナウイルス感染者に係る休園等の措置のイメージ図というところで、次の園児、職員が新型コロナウイルスに感染した場合のことで、このフローに基づいて実施をしております。その中で、休園措置、矢印のところなんですけども、確認した場合は二、三日程度を設定して園を休園するという形で進めておりました。

先程の小・中学校のほうでは、文部科学省の通知によりまして、1人が発生したこのことをもって臨時休業は控えてくださいという通知もあったので、全部の学校を休業することについては方向性を変えるということでございましたが、保育園・幼稚園・こども園につきましては、配布資料の野洲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料中にある①低年齢児はマスクの着用が難しいこと、②クラスを超えた活動が頻繁にありクラスでの線引きが出来ないこと、③感染が広がってないか確認を行うのに3日程度を要していることから、小学校、中学校とは取り扱いが違いますけども、計画を見直さず、二、三日程度の臨時休業を今までどおりやっていく考えでございます。

なお、学童保育所につきましては、小・中学校と同じ対応を取りたいと考えています。

次に2番目ですが、令和3年1月7日に東京などを含む3県、その後追加で7府県ということで、10府県に緊急辞退宣言が発令されております。滋賀県のほうでもかなり厳しい状況ということで、宣言が出されるかは今後の動きによるかと思うんですけど、出された場合の対応について事前にお示しさせていただくものでございます。

その中で、令和2年3月、4月、5月の緊急事態宣言のときには、保育所、こども園、学童保育におきましては、保護者の外出自粛を踏まえて、開園でありましたが、自宅で保育可能な方については家庭保育をお願いしておりました。

また、幼稚園においては休園ということにしておりましたが、預かり保育もありますので、逆に希望保育で預かっていたということでございます。

しかし、今回の緊急事態宣言については、社会活動を幅広く止めるのではなく、感染リ

スクの高い飲食を伴うものを中心として対策を講じるものと緊急事態宣言が発表されていますので、前回の緊急事態宣言のように家庭保育の要請や希望保育を行わずに、感染防止対策をしながら通常の保育をしていきたいと考えています。

以上、報告とさせていただきます。

【立入委員】 それでは、次に、令和3年成人式の結果について事務局より報告をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 お手元のほうに成人式の結果報告書をお配りさせていただいておりますので、そちらをご覧くださいながら説明させていただきます。

1月11日に開催をいたしました令和3年の成人式でございます。成人式対象者530名のうち72.8%の386名の参加で開催をいたしました。

令和3年年明けから新型コロナの感染者が増加をいたしまして、他の自治体で中止や延期などの判断をしているところもございましたので、直前まで開催の判断を協議してまいりました。結果としましては、野洲市としましては予定どおりの開催をさせていただきました。

座席数を半分にいたしまして、コロナ対策を十分取った上で開催可能という判断をいたしました。午前10時に開会をいたしまして、10時30分には終了いたしまして、特に問題はなく実施することができたと考えております。

簡単ではございますが、以上、報告とさせていただきます。

【立入委員】 ほかに何かございませんか。

【水野学校給食センター所長】 すみません。学校給食センターの水野でございます。

報告事項の資料の訂正をお願いいたします。

19ページ、職員の任免等についてですが、学校給食センターで1名、新規雇用がございましたが、補職名のところが調理師となっておりますが、給食補助員に訂正をお願いいたします。

【立入委員】 ほかに何かございますか。

(「なし」の声あり)

【立入委員】 ないようですので、次に、日程協議に移ります。

まず、2月の教育委員会定例会は、2月12日金曜日、午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしく申し上げます。

次に、3月の教育委員会定例会についてお伺いします。3月教育委員会定例会は、3月17

日水曜日午後1時30分より総合防災センター研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【立入委員】 ご異議なしと認めます。よって、3月教育委員会定例会は3月17日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしく申し上げます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。これをもちまして本日の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

—— 了 ——